

西日本シティ IC キャッシュカード規定

1. IC キャッシュカードの利用

(1) 普通預金（総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。）について発行した西日本シティ IC キャッシュカード（以下「IC カード」といいます。）は、キャッシュカード機能を搭載した IC チップを組み込んだ磁気ストライプとの併用型カードです。

IC カード対応の自動機において IC チップによる以下の取引を行うことができます。

- ① 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の IC カード対応現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「IC 対応支払機」といいます。）を使用して普通預金（以下「預金」といいます。）を払戻す場合。
- ② 当行の IC カード対応自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「IC 対応振込機」といいます。）を使用して預金を払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合。
- ③ 当行の IC カード対応現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「IC 対応預金機」といいます。）を使用して預金に入金する場合。
- ④ その他当行が定めた取引を行う場合。

(2) IC カードを再発行する際には、当行所定の手数料をいただきます。

2. IC 対応支払機による預金の払戻し

- (1) IC 対応支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、IC 対応支払機の画面表示等の操作手順にしたがって、IC 対応支払機に IC カードを挿入し、届出の暗証番号（以下「暗証」といいます。）と金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) IC 対応支払機による払戻しは、IC 対応支払機の機種により当行の金額単位とし、1 回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行の IC 対応支払機を使用して預金を払戻す場合に、払戻請求金額と第 5 条第 1 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。
- (4) 一日あたりのお引出し限度額をお客さまのご希望により、IC 対応支払機によるお引出しの場合と、その他の支払機によるお引出しの場合とそれぞれ個別に定めることができます。

3. IC 対応振込機による振込

- (1) IC 対応振込機を使用して預金を払戻しのうえ振込を依頼する場合には、IC 対応振込機に IC カードを挿入し、暗証、振込金額その他所定の事項を画面表示の操作手順にしたがって操作してください。この場合、通帳、払戻請求書および振込依頼書の提出は必要ありません。
- (2) 前記(1)の操作においては、IC 対応振込機の画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえ確認操作をしてください。確認操作された後は、IC 対応振込機による振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内に取扱店の窓口にご相談ください。
- (3) IC 対応振込機による振込は 1 円単位とし、1 回あたりの振込は、当行が定めた金額の範囲内とします。
- (4) 振込金額と振込手数料金額および第 5 条第 1 項に規定する支払機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その振込はできません。
- (5) IC 対応振込機の操作を完了したときは、すみやかに振込金額、振込手数料金額および支払機利用手数料金額を通帳または「ご利用明細」の記載内容により確認し、取引内容または残高に疑義のあるときは直ちに取扱店の窓口へ申し出てください。

- (6) IC 対応振込機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピューター等の障害その他のやむをえない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた障害については、当行は責任を負いません。
- (7) 一日あたりのお振込限度額をお客様のご希望により、IC 対応振込機によるお振込の場合と、その他の振込機によるお振込の場合とそれぞれ個別に定めることができます。

4. IC 対応預金機による入金

- (1) IC 対応預金機を使用して預金に入金する場合には、IC 対応預金機に IC カードを挿入し、所定事項を画面表示の操作手順にしたがって操作してください。
- (2) IC 対応預金機による入金は、IC 対応預金機の機種により当行が定めた金額単位とし、1 回あたりの入金は当行が定めた金額の範囲内とします。

5. 自動機利用手数料等

- (1) IC 対応支払機、IC 対応振込機もしくは IC 対応預金機を使用して預金の払戻しまたは入金をする場合には、当行所定の支払機・振込機・預金機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の払戻し時または入金時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落します。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

6. 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込

- (1) 代理人（本人と生計をともにする親族 1 名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のための IC カードを発行します。なお、代理人の暗証は、本人と相違してもかまいません。
- (2) 代理人 IC カードにより振込を依頼するときは、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人の IC カードの利用についても、この規定を適用します。

7. IC 対応支払機・IC 対応振込機・IC 対応預金機故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等により IC 対応支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、国内当行本支店の窓口で IC カードにより預金を払戻すことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 前項による払戻しを受ける場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額を記入し、届出の暗証を申告のうえ、IC カードとともに提出してください。
- (3) 停電、故障等により IC 対応振込機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、第 1 項、第 2 項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。
- (4) 停電、故障等により IC 対応預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、国内当行本支店の窓口で IC カードにより預金に入金することができます。

8. IC カードによる払戻し・振込・預入金額等の通帳記入

IC カードにより払戻した金額（振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じ。）、自動機利用手数料金額、振込手数料金額および IC カードにより入金した金額の通帳記入は、通帳を当行の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用されたときまたは当行本支店の窓口へ提出されたときに行います。また、窓口で IC カードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記帳する場合があります。

9. ICカード・暗証の管理等

- (1) 当行は、IC対応支払機またはIC対応振込機の操作の際に使用されたICカードが、当行が本人に交付したICカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。また、停電、故障等により支払機が使用不能の場合、本人カードに限り、当行の窓口においても同様にICカードを確認し、端末機により入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。
- (2) ICカードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。ICカードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにICカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) ICカードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

10. 偽造ICカード等による払戻し等

偽造または変造ICカードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定書類を提出し、ICカードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

11. 盗難ICカードによる払戻し等

- (1) ICカードの盗難により、他人に当該ICカードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① ICカードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難ICカード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してICカードが盗難にあった場合

- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

12. ICカードの紛失、届出事項の変更等

ICカードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

13. ICカードの再発行等

- (1) ICカードの盗難、紛失等の場合のICカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) ICカードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

14. IC対応支払機・IC対応振込機・IC対応預金機の誤入力等

当行のIC対応支払機・IC対応振込機・IC対応預金機の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

15. 解約、ICカードの利用停止等

- (1) 預金口座を解約する場合またはICカードの利用を取りやめる場合には、そのICカードを当行に返却してください。なお、当行普通預金規定により預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) ICカードの改ざん、不正使用など当行がICカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにICカードを当行に返却してください。
- (3) ① 発行したICカードを当行所定の方法により送付したにもかかわらず、通常到達すべき時に、ICカードの受取がなかった場合には、当行はICカードの利用を取りやめたものとみなし、ICカードを破棄またはICカード契約を解約することができます。
 - ② 前号によりICカードが破棄され再度ICカードの発行を希望される場合、当行所定の再発行手続きが必要となります。
 - ③ 第1号によりICカード契約が解約された場合、自動機利用によるICカード取引ならびに通帳による預金の払い戻しができなくなりますのでご注意ください。再度、自動機をご利用される場合には、新規にICカード契約の申込が必要となります。
- (4) 次の場合には、ICカードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第16条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ ICカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

16. 譲渡、質入れ等の禁止

ICカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定により取扱います。

18. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

附則 1

この規定が適用されるのは 2024 年 2 月 1 日とします。

附則 2

2015 年 3 月 31 日までにお申込みされた IC カードには当行所定の有効期限があります。有効期限は IC カードの表面に記載されます。有効期限が経過した IC カードはご利用できません。

IC カードの有効期限が到来する場合、新しい IC カードを送付します。

以上

(2024 年 2 月 1 日現在)